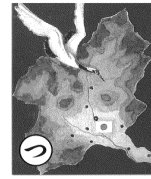




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月5日(火) 第9747号

目次

ページ

規則

- 群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農政課) 2

告示

- 土地収用法の規定による事業認定(監理課) 3
- 道路の区域変更(道路管理課) 5
- 同 5
- 同 6
- 道路の供用開始(同) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 6

公告

- 指定構造計算適合性判定機関の指定(建築課) 7

落札

- 落札者等の決定(会計課) 7
- 同(心臓血管センター) 8

■規則

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十四号

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

群馬県農業協同組合法施行細則(昭和三十八年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二を削る。

第二十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条

三 会計監査人の就任又は退任があつたとき 会計監査人就任(退任)届出書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第180号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 前橋市
- 2 事業の種類 前橋市新設道の駅(地域振興施設等)整備運営事業及びこれに伴う付帯工事並びに農業用排水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 前橋市関根町字横田、字赤城東及び字赤城並びに田口町字滝之前、字下田尻及び字砂山内地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 前橋市建設部道路建設課
- 5 収用の手続が保留されている起業地 前橋市関根町字横田、字赤城東及び字赤城並びに田口町字滝之前、字下田尻及び字砂山内地内
- 6 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業のうち、前橋市新設道の駅(地域振興施設等)整備運営事業(以下「本体事業」という。)は、前橋市が、地域の農産物や名産品の販売などを行う地域振興施設等と、道路利用者等のための休憩施設及び情報発信施設を併設した施設を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業を遂行するうえで雨水排水計画上欠くことのできない調整池の整備工事は、同条第35号に掲げる「本体事業に関する事業のために欠くことのできない施設」に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる「地方公共団体が設置する農業用水路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成31年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性

## ア 得られる公共の利益

前橋市は平成29年3月の国道17号上武道路の全線開通により、交通渋滞の解消や物流の効率化に加え、人の流れが大きく変化することによる地域活性化へ寄与が期待される反面、前橋市を通過するのみで滞在しない車両が増加し、地域交流及び経済に与える負の影響が懸念されている。

このような状況に加えて、農業の課題として、生産農家の減少や後継者不足、担い手不足による農地や農業用施設の遊休化が挙げられている。平成29年の農業センサスによると、生産農家の総数は、平成17年

に21,933人だったが、平成27年は13,744人となり、10年間で約37%減少している。そのため、安定効率的な農家経営への支援策の充実を図り、農業所得の向上や多様な農業の担い手を育成・確保することが求められている。

また、前橋市は豊かな自然環境と地域観光資源を活かした観光振興により、外国人を含めた交流人口の増加と、地域産業の活性化や全国に誇れる歴史文化遺産を活用した「歴史観光都市まえばし」の確立を目標に観光振興を展開している。しかし、前橋市を含む群馬県は、都道府県の魅力度ランキングにおいて下位低迷しており、市民の愛着心の低迷に加えて、ライフスタイルや価値観が多様化していて若者世代(15~29歳)の人口流出が問題となっている。前橋市の人口は2004年をピークに減少局面へと突入していて、現状のまま人口減少が進んだ場合2040年には約28万人、2060年には約22万人になると推計される。

本事業は、このような状況を改善するため、前橋市関根町及び田口町地内において、道の駅を整備し、農業・観光業発展と共に交流人口の増加により地域活性化を図るものである。道の駅を拠点に観光資源の創出・発信を行うことで、交流人口の増加により、まちの魅力向上、将来的な人口減少抑制に貢献するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、起業者が実施した文献調査の結果、本事業の起業地内には、起業者が保全すべき希少動植物は報告されていない。

なお、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、前橋市教育委員会と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本事業は、「県都まえばし創生プラン」(平成28年3月策定)及び「第七次前橋市総合計画」(平成30年3月策定)に則するものであると認められる。

本事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した3案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、前橋市では、生産農家の減少や若者世代の人口流出などの要因により、農業の弱体化、人口流出が懸念されている状況であることから、できるだけ早期に本事業を施行し、農業・観光業の発展及び交流人口の増加など、道の駅を最大限活用して地域の活性化を図っていく必要があると認められる。

また、平成26年に地元自治会連合会から道の駅設置についての陳情書が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年 1 1 月 5 日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋大間々桐生線	桐生市堤町二丁目2545番の2地先から同市宮前町一丁目1984番の1地先まで	前	9.3～16.1	598.8
			後	16.0～35.2	598.8

◎群馬県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年 1 1 月 5 日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美1049番の3地先から同市笠懸町久宮5番の4地先まで	前	10.1～43.2	2090.6
			後	23.9～43.2	2090.6

◎群馬県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字増田山外国有林183林班へ小班地先から同市同字箕輪久保3927番の2地先まで	前	6.8～9.3	60.0
			後	9.6～70.8	60.0

◎群馬県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字増田山外国有林183林班へ小班地先から同市同字箕輪久保3927番の2地先まで	令和元年11月5日

◎群馬県告示第185号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和元年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

御座地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	沼田市	利根町	追貝	原開戸	甲66番

2	同	同	同	同	68番
3	同	同	同	同	71番
4	同	同	同	同	124番1
5	同	同	同	御座	甲331番
6	同	同	同	同	甲327番
7	同	同	同	同	343番1
8	同	同	同	同	334番1
9	同	同	同	同	364番
10	同	同	同	同	377番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり公示する。

令和元年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	機関の名称	機関の住所	業務区域
第13号	一般財団法人群馬県建築構造技術センター	群馬県高崎市旭町44番地2旭町ビル506号室	群馬県全域

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
ア	群馬コンベンションセンター会議施設1階・2階スタッキングチェア	1,452脚	株式会社春木堂	群馬県前橋市問屋町一丁目9番7号	16,086,840円
	スタッキングチェア専用台車(2階)	36台			
イ	群馬コンベンションセンター会議施設3階・4階スタッキングチェア	1,128脚	株式会社シモヤマ	群馬県太田市西本町33番3号	23,034,000円
	スタッキングチェア専用台車(3階・4階)	22台			

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月24日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和元年9月13日

---

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月5日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 全身用マルチスライスCT 一式(メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市亀泉町甲3番地12
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社六濤群馬営業所 群馬県前橋市若宮町3-6-21
- 5 落札金額 225,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年9月3日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---